

長野県県民文化会館（愛称：ホクト文化ホール）内飲食店運営事業者 公募型プロポーザル実施公告

1 趣旨

長野県県民文化会館（愛称：ホクト文化ホール）（以下「本会館」という。）3階のレストランスペースにおいて、飲食店（レストラン）を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）について、「製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号）」（以下「実施要領」という。）に準じて、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

2 本会館の概要

本会館は、県民の文化の振興と福祉の増進を図るため、昭和58年（1983年）に開館しました。以来、県民の文化芸術活動を支える拠点施設として、優れた文化芸術の創造・発信や、多様で優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、県民の芸術文化活動への支援などを行ってきました。

また、オーストリアのウィーン楽友協会と姉妹提携を結び、その提携に基づく事業を実施しており、世界の文化の架け橋としての役割も担っています。

- (1) 所在地 長野県長野市若里1丁目1番3号（若里公園に隣接）
- (2) 敷地面積 23,497.07 m²（県有地、一部私有地あり）
- (3) 建築面積 9,280 m²（延面積 22,325.76 m²）
- (4) 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造 地上4階／地下1階
- (5) 駐車場 普通車210台／車椅子専用5台／身障者用5台／バス20台
- (6) 年間利用者数 316,356人（平成30年度実績）
277,187人（令和元年度実績）
60,178人（令和2年度実績）
126,418人（令和3年度実績）
※令和2年度及び令和3年度は、改修工事及び新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が例年に比べて大幅に減少しています。
- (7) 管理運営 平成18年度から、（一財）長野県文化振興事業団が指定管理者として管理運営を行っています。

3 貸付物件の概要

- (1) 本会館における飲食店を運営するための賃貸借
- (2) 貸付物件
 - ア 財産の名称：長野県県民文化会館
 - イ 所在地：上記2の(1)に同じ
 - ウ 財産管理者：長野県県民文化部文化政策課長
 - エ 貸付箇所：本会館の食堂
※本会館3階の東側に位置しており、隣接する若里公園を一望できます。
 - オ 貸付面積：169.95 m²
 - ① 客席 120.77 m²
 - ② 厨房 16.82 m²
 - ③ パントリー 25.01 m²
 - ④ 倉庫 7.35 m²
 - カ 設備品：別紙のとおり

4 貸付及び営業条件等

長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）（以下「規則」という。）に基づき、行政財産の貸付け

とし、県有財産賃貸借契約書を締結します。

(1) 貸付期間

ア 貸付開始日：令和4年8月1日から

※営業準備期間を含む。9月までには営業を開始してください。

イ 期限：令和5年3月31日まで（8ヶ月間）

※貸付開始後、県が本営業条件を満たしていないと認めるとき、貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(2) 飲食店の営業日及び営業時間

基本的に、本会館の営業日に準じることとし、営業日及び営業時間は、本会館（指定管理者）と協議の上、決定するものとします。

・[開館時間] 午前9時から午後5時まで（催しにより午後9時30分まで開館）

・[休館日] 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12月28日～1月3日）

※保守点検等により臨時休館となる日があります。

(3) 営業内容

本会館のにぎわいを創出し、本会館の雰囲気や利用者のニーズにあった魅力的な飲食サービスを提供してください。また、未就学児から高齢者まで幅広い年齢層に利用されていることから、幅広い年齢層のニーズに合うメニューとするよう工夫してください。

本会館主催の催し物において、ドリンクサービスを提供するなど、本会館の要望に対し、可能な範囲で積極的に協力してください。

(4) 営業に関する保健所、消防署等の許認可

営業に必要とする事項については、運営事業者の責任において取得してください。

(5) 貸付料（下限額）

令和4年度（令和4年8月1日～令和5年3月31日）：682,758円

(6) 水道光熱費等の負担区分について

貸与備品以外の一切の什器、備品及び消耗器具類の費用、光熱水費、人件費、清掃費、廃棄物処理費用、その他レストラン営業に係る一切の経費は、原則として運営事業者の負担とします。

※光熱水費については、本会館の指定管理者において、使用料を算定の上、請求します。

(7) 施設・設備等について

営業に際し改装や備品整備など現状変更が必要な場合は、県と協議を行うこととし、また、その費用は、一部運営事業者の負担とする場合があります。

(8) 契約の更新

貸付期間の満了時において、当該賃貸借契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われません。

ただし、再契約を妨げるものではありません。

(9) 原状回復等

運営事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、運営事業者は、県に対し、原状回復に要した費用を請求することができません。

(10) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、営業に当たっては、県からの要請や業界ごとの感染拡大防止ガイドラインに基づき適切な感染防止策を講じてください。

5 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った公募型プロポーザル実施公告第7の企画提案書の提出から第14の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することが

できない者でないこと。

- (2) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は第 11 項に規定する接客業務受託営業を営む者でないこと。
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者でないこと。
- (6) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (7) 過去 5 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

6 企画提案を求める具体的内容の項目

- (1) 経営方針（コンセプト）
- (2) メニュー内容、価格設定
- (3) 安全衛生の確保・環境への配慮
- (4) 実施体制（運営体制、類似業務の実績、営業の実現性・継続性）
- (5) その他（運営面での創意工夫等）

7 応募方法

- (1) 提出書類（全て A 4 サイズに統一し、正副 1 部ずつ、計 2 部提出のこと）

書類名	法人	個人	摘要
参加申込書	○	○	様式第3号
参加要件具備説明書類総括書	○	○	様式第3号の附表
誓約書	○	○	様式1
長野県税の納税証明書	○	○	未納の県税徴収金がない旨の証明 発行後3か月以内のものに限る
運営事業者概要書	○	○	様式2
役員等一覧	○	○	様式3
法人登記簿謄本	○		現在事項全部証明書 発行後3か月以内のものに限る
住民票記載事項証明書		○	発行後3か月以内のものに限る
企画提案書	○	○	様式第8号
運営計画書・収支計画書	○	○	様式第8号の附表
委任状	△	△	様式4 支店、営業所等が契約の締結等を行う場合に提出

会社概要パンフレット	△	△	
------------	---	---	--

※○：必ず提出、△：必要に応じて提出

(2) 応募受付期間

令和4年6月9日（木）午前10時00分から令和4年6月24日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 申込書等の提出先・問い合わせ先

長野県県民文化部文化政策課芸術文化係
 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
 電話：026-235-7282 FAX：026-235-7284
 E-mail：geijutsu@pref.nagano.lg.jp
 ※持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 注意事項

ア 応募内容の変更

提出された書類の内容を変更することはできません（ただし、軽微なものは可能です。）。

イ 追加資料の提出

県が必要と判断する場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 応募書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。

なお、提出された書類については、個人に関する情報を除き、公開することがあります。また、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 応募の辞退

書類提出後に辞退しようとする場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

オ 参加申込書及び企画提案書等の虚偽

参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者及び10の(1)のプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 現地見学会

下記のとおり現地見学会を開催します。なお、現地見学会に参加しなくても応募は可能です。

(1) 開催日時

令和4年6月15日（水）

(2) 集合場所

長野県県民文化会館 管理事務室

(3) 参加申込

令和4年6月13日（月）午後5時15分までに、申込書（別紙1）を持参、郵送、メール又はFAXにてお申し込みください。（必着）

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 申込先

7 (3) に同じ。

9 質問の受付及び回答

応募に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和4年6月10日（金）から令和4年6月17日（金）まで（必着）

イ 受付方法

質問票（別紙2）を持参、郵送、メール又はFAXにて提出してください。

※口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けません。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出先

7（3）に同じ。

(2) 回答方法

長野県ホームページにて公表します。

10 運営事業者の選定の方法

- (1) 企画書の選定に当たっては、審査会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席をお願いします。

なお、プレゼンテーションの実施日及び場所については、別途通知します。

項目	審査内容	配点
1 出店意欲	・応募理由等から強い熱意・出店意欲が感じられるか。	15
2 経営方針（コンセプト）	・経営方針（コンセプト）は魅力的か。 ・店舗は文化会館の雰囲気合っているか。 ・利用しやすい店舗か。 ・提案の実現性は高いか。	20
3 メニュー内容	・メニューは文化会館の雰囲気に合っており魅力的か。 ・メニューの品揃えは豊富か。 ・新規性・独創性（看板メニュー、看板商品がある等）は高いか。 ・提案の実現性は高いか。	20
4 価格設定	・値段に見合ったメニューとなっているか。 ・価格は世間の相場と比べ、著しく高額となっていないか。	10
5 安全衛生の確保・環境への配慮	・職員への衛生、環境等に関する教育は適切か。 ・リサイクル等の環境に配慮した運営となっているか。	5
6 実施体制	・職員体制は適切か。 ・類似の業務実績はあるか。 ・今後、継続した業務は可能か。	10
7 費用の妥当性	・見積金額（賃貸借料）は提案内容に相応な金額となっているか。	10
8 その他、運営に当たり特に優れている事項	・その他、特に優れている点を評価する。 (例：利用者へのサービス、県産品、県産食材の使用等)	10
合計		100

※各項目について、A・B・C・D・Eの5区分で評価を行い、合計点について、最高点となった者を見積業者選定者とします。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

11 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- (1) 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により文化政策課長から通知します。
- (2) 上記(1)以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）

を見積業者非選定通知書により文化政策課長から通知します。

- (3) 見積業者を選定したときは、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、文化政策課において閲覧に供します。

12 非選定理由に関する事項

- (1) 上記11の(2)の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により文化政策課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- (2) 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- (3) 非選定理由の説明請求の受付
- ア 受付場所：7の(3)に同じ。
- イ 提出方法：持参、郵送、メール又はFAXにて提出してください。

13 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書により文化政策課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

14 契約書案

別添契約書（案）のとおり

長野県県民文化部文化政策課芸術文化係
電 話 026-235-7282（直通）
F A X 026-235-7284
電子メール geijutsu@pref.nagano.lg.jp